



# にしなり我が町



■編集・発行 西成区役所総務課  
〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20  
☎6659-9683 ㊟6659-2245

■区の推計人口 (平成30年8月1日現在)  
人口:110,028人(男:63,482人 女:46,546人)  
世帯数:69,831世帯

西成区  
ホームページ



フェイスブック  
facebook



ツイッター  
Twitter



## 第2回 大阪・熊野街道 歴史ウォーク

大阪・熊野街道を上町台地の北から南へ縦断するウォーキングを開催します。かつて多くの参拜者で賑わった熊野街道をガイドと一緒に歩いて沿道の歴史・文化に触れてみませんか。

**北コース** 10月7日(日) 9:30~12:30  
予備日: 11月3日(土・祝)  
(受付開始9:00・随時出発 雨天決行)

川の駅はちけんや(最寄駅:京阪「天満橋」西改札口、Osaka Metro「天満橋」北改札口)→天王寺動物園新世界ゲート  
八軒家浜船着場、窪津王子跡、坂口王子跡、生國魂神社など

**南コース** 10月28日(日) 9:30~12:30  
予備日: 11月3日(土・祝)  
(受付開始9:10・随時出発 雨天決行)

西成区役所→住吉大社 天下茶屋公園、阿部野神社、万代池、住吉行宮など

定員 各回150名(先着順)  
費用 各回500円(資料代、保険料含む)  
申込み 往復ハガキまたはメール

※両コース・北コースのみ・南コースのみのいずれか、参加者全員の氏名・住所、代表者の電話番号を明記  
※1通で2名まで申込可能

申込期間 9月10日(月)~28日(金)(当日消印有効)

申込先 〒543-8501 天王寺区真法院町20-33  
天王寺区役所市民協働課 シティ・プロモーション担当宛  
メール:ti0010@city.osaka.lg.jp

主催 てんのうじ観光ボランティアガイド協議会、NPO法人すみよし歴史案内人の会、難波宮と大阪・熊野街道連絡協議会

問合せ 総務課 7階72番窓口 ☎6659-9977

参加者募集

## 西成区区政会議 各部会の開催とフィールドワーク

西成区では、区民等で構成される委員から区の施策や事業に関するご意見をお聴きするため、区政会議を開催しています。西成特区構想部会、情報発信部会、教育部会の3つの部会に分かれて会議を開催し、それぞれのテーマについて意見交換をしました。

また、今後のより活発な意見交換につなげる

ため、部会ごとに、区内の様子を実際に見ていただきました。

西成特区構想部会では、区内の文化事業を代表する大阪フィルハーモニー会館を見学し、情報発信部会では、玉出本通商店街に出向き、地域の方から商店街活性化についての話を伺いました。教育部会では、にしなりジャガピーパ

ーク(もと津守小学校・幼稚園)を、多くの子どもたちが利用している様子を見学しました。

フィールドワークで見たこと、感じたことを含め、今後も、貴重なご意見をいただきながら、区政を推進していきます。



横関区長

問合せ 総務課 7階72番窓口 ☎6659-9683



詳しくは、ホームページをご覧ください。

連載  
第8回

## 総合区・特別区ってなんだろう？



なぜ大都市制度改革が必要なの？

大都市・大阪が抱える課題の解決に向けて「副首都・大阪」の確立をめざしており、そのためには、それを支える大都市制度が必要です。

Q 今のままではダメなの？

A 大阪の成長をよりスピーディに進める体制づくりと、住民の皆さんに身近なことは身近で決める仕組みづくりを進めるには、今のままでは限界があり、「総合区」と「特別区」の両制度を検討しています。

大都市・大阪の課題については5ページへ

### 副首都・大阪にふさわしい大都市制度へ改革

- ◆都市機能の整備を強かに進められる「広域機能の強化」
- ◆地域のニーズに沿った身近なサービスを提供できる「基礎自治機能の充実」

大都市制度改革がめざすもの

✓大阪の成長をスピードアップ！

総合区では：知事と市長が協議・調整し方針を決定  
特別区では：大阪府に一本化し、知事が方針を決定

✓身近なことは、身近で決めよう！

総合区では：市長マネジメントのもと、区長権限を強化し、行政サービスを展開  
特別区では：住民に選ばれた区長・区議会により行政サービスを展開



問合せ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 ㊟6202-9355

## 平成30年 住宅・土地統計調査 を実施します。

10月1日現在で住宅・土地統計調査を行います。この調査は、全国370万世帯を対象とする、住生活についての最も基本的で重要な調査です。

9月中旬以降に、顔写真付きの調査員証を携行した統計調査員が訪問して調査書類を配布します。ご回答は、インターネットまたは紙の調査票でお願いします。なお、提出された調査票は、統計作成の目的以外に使用することはありません。皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 総務課 7階72番窓口 ☎6659-9977